資 料

デンマークの教育質保証の法的枠組み

Legislative Framework for Quality Assurance of Education in Denmark

堀 井 祐 介*

はじめに

本稿では、北欧デンマークにおける高等教育質保証の要であるアクレディテーション制度の法的枠組みを明らかにするため、デンマークの教育制度、国家資格枠組み、大学およびその活動を律する大学関連法並びにアクレディテーション法について解説する。

デンマークは、人口580万人あまり、国土面積約4.3万平方キロメートル (九州とほぼ同じ)¹⁾の北欧の小国である。マルグレーテ2世女王を国家元首とする立憲君主制国家であり、EU および NATO の加盟国でもある。デンマークの法体系は、比較法におけるいわゆるスカンジナビア法系の流れを受けている。

スカンジナビア法

スカンジナビア法は、五十嵐(1972)によると、アルマンジョン=ノルド=ヴォルフの法系論では、「この法系の特色はローマ法の影響をほとんど受けていない点にあるが、イギリス法のような独創的な法系を作らず、大陸法に適合させている」とされている²⁾。また、「比較法においては、

^{*} 嘱託研究所員・金沢大学教学マネジメントセンター教授

¹⁾ Damarks statistik https://www.dst.dk/da

²⁾ 五十嵐清著『比較法入門 改訂版』, 85頁, 日本評論社, 1972年。

比較法雑誌第55巻第4号(2022)

一般的にスカンジナビア法は大陸法のサブグループとされている。スカンジナビアにおいては、ローマ法の適用がなかった点、フランス、ドイツ、オーストリア、イタリアなど他の欧州諸国をモデルとして採用していない点が特徴である。一方で、成文法が法体系の基礎とされている³⁾」。また、「スカンジナビア法は、成文法と判例法の組み合わせというその特徴的な法的手法、多くの大陸 EU 諸国との比較においては法的諸問題に対して理論的・概念的でない点がその特徴としてあげられる⁴⁾」。さらに、「スカンジナビア法は、柔軟で、生活に密着しており、他の欧州諸国の法体系と比べて教義的な拘束度合いが少なく、公式な規則や要件からは比較的自由とされている。特に法廷での実践の中で発展してきた規則や原則に大きな注意が払われている⁵⁾ 点も特徴とされる。

デンマーク教育法に基づく教育制度の概観

次に、デンマークの教育制度全般について紹介させていただく。デンマークでは、保育所、入学前教育から高校修了までの普通教育課程、成人向け教育 (職業訓練、学び直しなど) は子ども教育省 (Børne- og Undervisningsministeriet)⁶⁾所管であり、高校修了以降の大学 (universitet)、専門職養成機関 (erhvervsakadmier, professionshøjskoker)、芸術系教育機関 (kunstneriske uddannelsesinstitutioner)、海事教育機関 (maritime uddannelsesinstitutioner)などは、教育研究省 (Uddannelses- og Forskningsministeriet)⁷⁾所管となっている。ちなみに、2021年現在、教育研究省所管となる大学は8つであ

Ulf Bernitz, "What is Scandinavian Law? Concept, Characteristics, Future", p. 15.

⁴⁾ Ibid. p. 28.

⁵⁾ Britannica Online Encyclopedia https://www.britannica.com/topic/Scandina vian-law

⁶⁾ https://www.uvm.dk/

⁷⁾ https://ufm.dk/

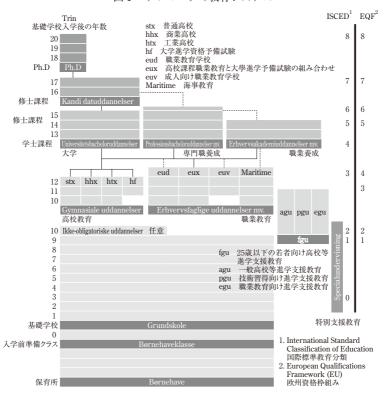


図1 デンマークの教育システム

(出所) こども教育省サイト https://www.uvm.dk/uddannelsessystemet/overblik-over-det-danske-uddannelsessystem/det-ordinaere-uddannelsessystem

る⁸⁾。

図1で示されているように、各課程とISCED(国際標準教育分類) およびEQF(欧州資格枠組み) との比較も示され、教育制度の国際比較に

⁸⁾ コペンハーゲン大学, オーフス大学, 南デンマーク大学, ロスキレ大学, オールボー大学, デンマーク工科大学, コペンハーゲンビジネススクール, IT 大学 https://ufm.dk/uddannelse/videregaende-uddannelse/universiteter/om-universiteterne



(出所) 教育研究省サイト https://ufm.dk/uddannelse/videregaende-uddannelse/overblikover-det-videregaende-uddannelsessystem

留意していることがうかがえる。

また,高等教育に関しては、図2に示されているような区分となっており、大学に関しては、ボローニャ・プロセスにより学士課程3年、修士課程2年、博士課程3年となっている。

デンマーク学位法制の内容・意義

デンマークでは、いわゆる国家資格枠組みに「生涯学習のための資格枠組み」との名称を与え、デンマーク国民が生涯学び続けられる仕組みを支援するものとして位置づけている。この「生涯学習のための資格枠組み」は、デンマークにおける教育プログラムのレベル、公的に承認された証明書と学位レベルの相互関係を示すものである。この資格枠組みは、また、デンマークと諸外国の間での国境を越えての学生移動を促進するものでもある⁹⁾。

⁹⁾ 教育研究省サイト https://ufm.dk/uddannelse/anerkendelse-og-dokumenta tion/dokumentation/kvalifikationsrammer

UDDANNELSESBEVISER OG GRADER 卒業証書, 学位, 証明書の出るもの			BEVISER FOR SUPPLERENDE KVALIFIKATIONER 追加資格証明書の出るもの			
2		交(1~9年生) 任意で選択可能)	1 2	成人のための準備教育 2 Almen		Grundforløb og enkeltfag på erhvervs- uddannelser
			3		2 3 4 4	
4	Gymnasiale uddannelser 高校教育	3 Erhvervs-uddannelser 職業教育 4 Maritime uddannelser 海事教育 5	4	HF-enkeltfag 大学進学資格用 個別科目 Gymnasiale kurser 高校課程レベルコース		職業教育向け 基礎コース および 個別科目 Arbejds-markeds- uddannelser
5	Erhvervsakademi- og akademi- uddannelser 専門職養成教育					労働市場向け教育
6	Bachelor- og diplomuddannelser 学士号および証明書授与プログラム			,		
7	7 Kandidat- og masteruddannelser 修士号および修士課程教育プログラム					
8	8 Ph.duddannelser 博士課程教育プログラム					

図3 デンマークの「生涯学習のための資格枠組み」

(出所) 教育研究省サイト https://ufm.dk/uddannelse/anerkendelse-og-dokumentation/dokumentation/kvalifikationsrammer/typer/hardtableview

各レベルにおいては、知識 (viden), 技能 (スキル) (færdigheder), 能力・態度 (kompetencer) それぞれについての記述がある。以下にレベル 6 を例として紹介する ¹⁰⁾。

またデンマークでの各レベルが「欧州資格枠組み(European Qualification Framework, EQF)のレベルのどれに相当するかがわかるようになっている $^{11)}$ 。

¹⁰⁾ 教育研究省サイト https://ufm.dk/uddannelse/anerkendelse-og-dokumenta tion/dokumentation/kvalifikationsrammer/niveauer-i-kvalifikationsrammen/niveau-6

¹¹⁾ 教育研究省サイト https://ufm.dk/uddannelse/anerkendelse-og-dokumenta

表1 デンマーク資格枠組み (レベル6)

27-1							
知 識	技能(スキル)	能力・態度					
専門的職業また	1つ以上の専門分野における手法	研究または作業の活動にお					
は1つ以上の専	とツールを活用するとともに、専	いて複雑で発展指向の状況					
門分野における	門分野内での雇用または職業に関	を処理できること。					
理論,手法およ	連するスキルを活用できること。						
び実践の知識を		専門的なアプローチで専門					
有していること。	理論的および実際的な課題を評価	的かつ学際的な協働作業に					
	するとともに、根拠に基づき関連	独立し他個人として参加で					
理論, 手法, 実	する解決策を選択できること。	きること。					
践を理解し,熟							
考すること。	専門的な課題と解決策を同僚や非	自らの学習ニーズを特定し、					
	専門家、または協力者や利用者に	多様な学習環境で自らの学					
	伝えることができること。	習を構築できること。					

(出所) 教育研究省サイト https://ufm.dk/uddannelse/anerkendelse-og-dokumentation/dokumentation/kvalifikationsrammer/niveauer-i-kvalifikationsrammen

図4 デンマーク資格枠組みと欧州資格枠組みの比較

Danmark		EQF
1		1
2	←	2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8

(出所) 教育研究省サイト https://ufm.dk/uddannelse/anerken delse-og-dokumentation/dokumentation/kvalifikationsram mer/europaeisk-kvalifikationsramme-eqf/sammenligning-af-kvalifikationer-pa-tvaers-af-graenserne

tion/dokumentation/kvalifikationsrammer/europaeisk-kvalifikationsramme-eqf/sammenligning-af-kvalifikationer-pa-tvaers-af-graenserne

大 学 法

デンマークにおいて、大学に関する根拠法は、「大学法」(現在効力を有しているのは、Bekendtgørelse af lov om universiteter (universitetsloven) (LBK nr 778 af 07/08/2019)) である。同法は、教育研究省を責任省庁として大学の組織、活動等について定めた法である。

「大学法」の変遷についてすこしだけ述べておく。1960年代の大学紛争は、数百年に亘って変更がなされていなかった大学運営体制に大きな影響を及ぼした。その結果、1970年にデンマーク国会はコペンハーゲン、オーフスおよびオーデンセの大学を対象とした「大学管理運営法(Universitetsstyrelsesloven)」を採択し、その後、1973年には全国の高等教育機関に適用されることとなった。同法は、それまでとは根本的に異なるものとなり、権限が学科レベル、学部レベル、大学レベルの統治組織に分散された点が特徴であった。各レベルの統治機関の構成は、50%が教員(研究スタッフ、videnskabelig personale (VIP))、25%が職員(技術・管理運営スタッフ、teknisk og administrativt personale (TAP))、25%が学生と定められた。これに伴い、学長、学部長の影響力は弱められた。さらに大きな根本的な改革として、教育改革の責任が、教員50%、学生50%からなる教員・学生協議会に委ねられたことである。

この「大学管理運営法」は、さまざまな議論を経て1992年に改訂された「大学法(Lov om universiteter m.fl. (universitetsloven))」となったが、時代の流れに適合していないとして、2003年新たに「大学法(Lov om universiteter (universitetsloven))」が制定された¹²⁾。その後、この「大学法」は、何度かの小改訂を経た後、2019年に管理運営体制(第3章)に大学規則、外部評価委員会、博士課程協議会、外部取得単位認定にかかる不服審

¹²⁾ コペンハーゲン大学サイト https://universitetshistorie.ku.dk/overblik/1900-2000/styrelsesloven/

比較法雑誌第55巻第4号(2022)

査委員会についての条文が追加されるなどの大幅改訂がなされ現在に至っている。現行のデンマークの「大学法 (LBK nr 778 af 07/08/2019)」の章立ては以下の通りである。

- 第1章 法の適用範囲 目的
- 第2章 教育
- 第3章 管理運営体制 理事会 大学規則 外部評価委員会 学長 評議会 博士課程協議会 教員・学生協議会および教務委員長 外部取得単位認定にかかる不服審査委員会
- 第4章 財務状況 授業料 会計と監査 スタッフ 施設設備状況
- 第5章 大学の地位の変更
- 第6章 諸規定
- 第7章 暫定および発効規定

本稿では、これらの中から高等教育質保証に関わる教育提供について述べられている第1章および第2章について説明する。第1章では、法の適用範囲および組織としての大学を定義した上で、大学の責務、活動をその目的として述べている。目的には、いわゆる学問の自由として研究の自由および研究倫理についても触れられているほか、国内外の社会との関わり、継続教育に対する努力義務が記されている。第2章では、大学における教育実施(教育プログラム提供)、後に述べるアクレディテーション法に基づくアクレディテーション結果の及ぼす範囲、共同教育課程設置、海外大学提供教育プログラムの質保証、提供する教育プログラムと ECTSとの関係、教育プログラムに対する大学の責任範囲、教育プログラムに対する大臣の権限等について記されている。以下に訳文をあげる。

第1章

第1条 法の適用範囲

本法は、教育研究省(Uddannelses- og Forskningsministeriet)所管の大学に適用される。

第2項

大学は、教育研究大臣の監督の下にある行政機関のうち、国の資金により運営される独立した機関である。

第2条 目的

大学は、自らの専門分野において世界最高水準を目指して、研究活動を 推進し、研究に基づく教育を提供することを責務としている。

大学は、研究と教育のバランスを保証し、研究と教育の専門分野における戦略的選択、優先順位付け、開発を行い、科学的手法および結果に対する知見を広めることが求められている。

第2項

大学には研究の自由が認められている。大学は、大学全体および個々の 研究の自由と科学倫理を守らなければならない。

第3項

大学は、社会と協働し、国際協力に貢献しなければならない。大学の研究および教育成果は社会の成長、幸福、発展に貢献することが求められている。大学は、知識と文化を担う中心的組織として、社会との間で知識と能力の交流を行い、大学関係者が公式な議論に参加することを促進しなければならない。

第4項

大学は自らの研究に基盤を置き、大臣と合意した業務を遂行しなければ ならない。

第5項

大学は、関連する専門分野の最新の知見を、研究に関わらない継続教育 における利用を保証することに努めなければならない。

第2章 教育

第3条

大学は、自らの専門分野内において、どのような研究に基盤を置く教育をデンマーク内で提供するかを決定する。大学自体または第4条第1項1-3および第5条第1項に従って大学が提供する教育プログラムは質が

比較法雑誌第55巻第4号(2022)

保証されなければならない。また、新しい教育プログラムは、提供前に、継続教育プログラム提供機関に対するアクレディテーション法に則して事前審査が行われ、承認されなければならない。本第1項に従いデンマーク内で提供されるものには、教育プログラムの一部が海外にある大学に委託されている特別な場合(委託授業)も含まれる。

第2項

大学は、特別な場合は、教育プログラムの一部がグリーンランドまたは フェロー諸島で提供される継続教育プログラムを提供することが出来る。 第3項

継続教育プログラム提供機関に対するアクレディテーション法に関して、現在提供されている教育プログラムが「否」の認定を受けた場合、学生にその教育プログラムを履修させることは出来ない。大臣は、既にその教育プログラムを履修している学生が教育課程を修了出来る計画を策定する。大臣は、このような状況においては、他大学に対して、当該学生を受け入れる、または、当該大学の教育課程履行責任を引き受けるよう命令することが出来る。

第4項

大臣は、委託授業に関するより詳細な法令を定める。大臣は、加えて、 教育プログラムの一部がグリーンランドまたはフェロー諸島で実施される 教育プログラムについてのより詳細な法令を定める。

第3条a

大学は、第3条の定めに従い、一つまたは複数の海外の大学と共同で全ての教育プログラムまたはその一部を海外で提供することが出来る。当該大学および一つまたは複数の海外の大学で実施される個々の授業により教育プログラムは構成される。海外大学において実施される授業は、選択または必修のどちらでもかまわない。全ての授業が海外大学で実施される場合、それがデンマークの大学との共同により実施されるのであれば、大学はその教育プログラムを海外の大学に提供させることが出来る。

第2項

大学は、第4条第1項第3の規定により、当該大学間での協定に従い、教育プログラムの個々の授業が大学および一つまたは複数の海外の大学において実施される場合、エラスムス・ムンドゥスのよる EU 内学習プログラムの一部として、海外の大学と共同で教育プログラムを提供することが出来る。(エラスムス・ムンドゥス 修士課程教育プログラム)

第3項

大学は、本条第1項および第2項による教育プログラムについては、デンマークにおいては継続教育プログラム提供機関に対するアクレディテーション法での定めに従い、海外においては当該国の質保証システムに従い、その質保証に努めなければならない。しかしながら、選択した質保証機関は、欧州質保証登録制度(European Quality Assurance Register for Higher Education (EQAR)) 13 に登録されているか、または、別の方法で国際的に認証されていると見なされている必要がある。海外の質保証機関を選択する場合は、教育プログラムのその後の承認は教育研究大臣によって行われる。

第4項

教育プログラムのうち海外大学で提供される授業部分が選択科目であるか、または、既にデンマークのアクレディテーションを受けたものである場合は、個別の質保証については求められない。

第5項

デンマークの大学に在籍している学生は、海外大学に登録されている期間は、本法ではなく、海外大学の規則に従うこととなる。海外大学に在籍する学生は、デンマークの大学に登録されている期間は、本法に従うこと

¹³⁾ 欧州質保証登録制度 (European Quality Assurance Register for Higher Education (EQAR))。 EQAR は、欧州共通高等教育圏設立を目指したボローニャ・プロセスの一環として、欧州での質保証活動における明確で信頼出来る情報を提供し、質保証機関間の信頼性向上のために2008年に設立された機関。https://www.eqar.eu/

比較法雑誌第55巻第4号(2022)

となる。

第6項

大学は、本条第1項または第2項による教育プログラムを海外で受講した学生にデンマークでの試験合格証明を出すことが出来る。大学は、在籍せずに教育プログラムの一部を当該大学で履修した学生に対して試験合格証明を出すことが出来る。本条第1項および第2項参照。

第7項

大臣は、本条第1項から第6項の試験合格証明に関する教育プログラムの提供および実施に関する規則を定める。これに関して、大臣は、教育プログラムおよび教員・学生協議会に関する本法の定めから逸脱することが出来る。

第4条

大学は、以下に示す、研究に基づく、独立して修了出来る教育の正規課 程教育プログラムを提供することが出来る。

- 1) 180ECTS ポイントの学士課程教育プログラム
- 2) 60ECTS ポイントの学術的上位専門特化教育プログラム
- 3) 120ECTS ポイントの修士課程教育プログラム
- 4) 180ECTS ポイントの博士課程教育プログラム

第2項

60ECTS ポイントは1年間の正規課程に相当する。

第3項

大臣は、特別な事情がある場合、例外的措置として、本条第1項であげ たポイントを免除することが出来る。

第4項

大学は、学生を並行して、修士および博士課程教育プログラム(本条第 1項3および4参照)に登録することが出来る。

第5項

大臣は、教育プログラム履修への上限枠を定めることが出来る。

第4条a

大学は、学士課程、学術的上位専門特化教育、修士課程それぞれに在籍 している者のうち優秀な学生に対して追加の教育活動を提供することが出 来る。

第2項

大学は、優秀な後期中等教育課程の生徒に、学士課程教育から個別科目を提供することが出来る。

第4条b

大学は、特別な状況において、大臣の承認の下、本法第4条第1項3に よる修士課程教育プログラムを、就業中の者に仕事と並行して提供するこ とが出来る(社会人修士課程)。

第2項

大学は、特別な状況において、本法第4条第1項2による学術的上位専門特化教育プログラムを、就業中の者に仕事と並行して提供することが出来る(社会人学術的上位専門特化教育課程)。

第3項

大臣は、本条第1項による承認を取り消す決定を下すことが出来る。その結果を受け、社会人修士課程教育プログラムへの入学は中止しなければならない。

第4項

大臣は、社会人修士課程教育プログラムおよび社会人学術的上位専門特 化教育課程教育プログラム履修の上限枠を定めることが出来る。

第5項

大学は、税務当局から、正規課程在籍学生が、社会人修士課程および社会人学術的上位専門特化教育課程入学条件を満たしているかどうかを管理するために必要な学生に関する情報を入手することが出来る。大学は、この点について、収入登録システム(収入登録に関する法第7条参照)からも情報を入手することが出来る。大学は、この点について、管理目的で、税務当局からの情報と大学自身の情報とを連携させることが出来る。

比較法雑誌第55巻第4号 (2022)

第6項

大臣は、社会人修士課程教育プログラムおよび社会人学術的上位専門特 化教育課程教育プログラムに関するより詳細な規則を定める。そこには、 教育プログラムの提供、承認基準、学生に関する特別な条件が含まれる。 第5条

大学は、非正規課程教育として、以下の、研究に基づく教育活動を提供 することが出来る。

- 1) 修士課程教育プログラム
- 2) 第2の基礎教育課程終了後教育プログラムおよび継続教育プログラム
- 3) 社会人学術的上位専門特化教育課程教育プログラムまたは社会人修 士課程教育プログラム入学資格取得に関する追加的教育活動

非正規課程教育として大学が提供する教育プログラムには、加えて、正 規課程、正規課程からの個別科目および専門特化教育課程として大学が承 認されている全ての教育プログラムが含まれる場合もある。

第5条a

第2項

削除

第6条

大学は、自らの専門分野において、学士号、学術的上位専門特化教育学位、修士号(kandidat)、課程博士号、博士号を授与することが出来る。加えて、大学は、修士号(master)を授与することが出来る¹⁴⁾。

¹⁴⁾ 修士号 (kandidat) と修士号 (master) の違いは、子ども教育省が提供している教育ガイドサイト (https://www.ug.dk/uddannelser/) によると、修士号 (kandiat) 教育プログラムは 2 年間120ECTS で構成され、学士課程 (bachelor) の上に位置する独立した教育プログラムである。教育プログラムとしては、学士課程で学んだ内容を発展させるものやさまざまな学士課程教育プログラムとは独立してさまざまな学士課程学生が進学して学べるものがある。修士号 (kandiat) は研究者を目指して博士課程に進学する可能性を提供する。修士号 (master) 教育プログラムは、非正規 (パートタイム) の有職者成人向け教育

第2項

大臣は, 博士号取得に関する規則を定める。

第7条

教育研究大臣は、継続教育に関して定められた規則に従い、大学が別の継続教育を提供することを承認することが出来る。大学は、さらに、別の大臣の承認の下、定められた規則に従い、教育を提供することが出来る。 第8条

大臣は、教育プログラムに関する一般的な規則を定める。そこには、試験(prøver)、最終試験(eksaminer)、学外試験官(censor)(本法第4条、第4条b、第5条参照)、教育課程につながる学位(本法第6条参照)、および、教育課程への入学、登録に関することが含まれ、この入学、登録には、追加的教育活動(本法第5条第1項3参照)、修士課程への登録、条件が含まれる。大臣は、入学試験および入学資格の特別な活用についてのより詳細な規則を定める。大臣は、試験、最終試験に関する決定に対する異議申立についてのより詳細な規則を定める。これには、再試験、再判定により、より低い成績になる可能性も含まれる。

第2項

大臣は、第4条a第1項にある追加の教育活動に関する規則を定める。これには、追加の教育活動に参加出来る学生の選抜基準、および、学生の卓越性および功績を示す試験合格証明の発行を含む。さらに、大臣は、第4条a第2項にある個別科目に関する規則も定める。ここには、個別科目を履修出来る後期中等教育課程の生徒の選抜が含まれる。

第3項

大臣は、個々の学士、学術的上位専門特化教育、修士課程(第4条第1項1-3および第4条b)に関する教育科目および試験への学生の履修登

課程であり、同時に1つのモジュール科目を履修する。一般的には3年間の課程とされる。資格枠組みでのレベルとしては修士号(kandiat)と同じレベルとなる。

比較法雑誌第55巻第4号 (2022)

録,履修取り消しに関する内部規則を定める大学の義務に関する規則を定める。これには、学習活動への要求も含まれることがある。大臣は、さらに、学士課程学生が学術的上位専門特化教育および修士の科目と試験に履修登録する際の規則も定める。

第4項

大臣は、後に完了して合格する事前承認された教育課程の要素が教育課程の一部に置き換えられること(資格認定(merit))に関する規則を定める。これには、大学が、学生から、または、デンマークもしくは海外の教育機関から、教育課程の要素を完了したことに関する情報を取得することも含まれる。大臣は、さらに、修了していない教育課程において完了し合格した教育の要素を教育課程の一部に置き換える規則も定める。

第5項

大臣は、特別な環境におけるデンマーク語による試験(prøver)、最終試験(eksaminer)を国外で実施することが出来ることについて規則を定めることが出来る。大臣は、これに関して、その実施全体または一部の費用はデンマークの大学または学生が負担することについての規則を定めることが出来る。

第6項

大臣は、もし、このようなプロジェクト活動における当該国での最低賃金規定があるのなら、学士、学術的上位専門特化教育、修士課程(第4条第1項1-3)の学生が、海外でのプロジェクト教育に参加し給料を得ることに関する規則を定めることが出来る。

第7項

大臣は、さらに、学士、学術的上位専門特化教育、修士課程の学生が、 デンマークまたは国外における無給のプロジェクト教育、無給の就業体 験、および、義務的な無給の留学において謝礼を受け取ることに関する規 則を定めることが出来る。

第8条a

大臣は、本法に従い大学が提供する教育プログラムに関して、大学およ

び学籍登録している学生(博士課程学生を含む)と大学での教育プログラム受講申請者とのコミュニケーションの全体またはその一部にデジタルを 活用するとの規則を定めることが出来る。

第2項

大臣は、第7条に記されている大学が提供する教育プログラムに関して、大学および学籍登録している学生と当該教育プログラム受講申請者とのコミュニケーションの全体またはその一部にデジタルを活用するとの規則を定めることが出来る。

第3項

第1項および第2項に含まれるコミュニケーションに関しては、大臣は、さらに、ある特定のデジタルシステムおよび確実な本人確認の方法をとることを義務づける規則を定めることが出来る。

第4項

大臣は、教育プログラムにおける学生の評価を大学の Web サイトで公表することに関する規則を定めることが出来る。

第8条b

大臣は、在学生については、自らが学んでいる教育プログラムの質についての評価を、修了生については、現在の職業との関係において、彼らが受けた教育プログラムの評価を集めるために、大学に対して、在学生および修了生の個人情報の提供を要求することが出来る。

第9条

大学は、学生に対して、教育プログラム履修中に、教育プログラムおよびその後の雇用機会に関してのガイダンスを提供する。

第2項

大学は、標準修業年限を超えている学生に対して、学習継続の観点から、特別なガイダンスを実施する義務を負う。

第3項

大学は、学生が自ら教育プログラム履修を中止したり、別の教育プログラム履修を始めたいと希望した場合は、学生に対して、積極的に「デンマ

比較法雑誌第55巻第4号 (2022)

ーク履修相談機構(Studievalg Danmark)」¹⁵⁾, または、関連する教育機関でのガイダンスを受けるよう進める義務を負う。

第4項

大臣は,第1項に従い,ガイダンスに関する規則を定めることが出来る。大臣は,さらに,第2項でのガイダンスを大学がいつ提供すべきか,また.その範囲に関する規則を定めることが出来る。

アクレディテーション法

デンマークにおける高等教育質保証の要であるアクレディテーションは、 いわゆる「アクレディテーション法(Lov om akkreditering af videregående uddannelsesinstitutioner)」を根拠とする活動である。

デンマークでは、高等教育の質の向上により高等教育機関を強化することを目的として2007年にアクレディテーションシステムが構築された。当時は、6年に一回の教育プログラムアクレディテーションが中心であったが、その後、2013年に機関別アクレディテーションに軸足を移すこととなった 16 。 現行の「アクレディテーション法(LBK nr 173 af 02/03/2018 Bekendtgørelse af lov om akkreditering af videregående uddannelsesinstitutione)」の章立ては以下の通りである。

第1章

第1条 適用範囲

第2章

第2条 デンマークアクレディテーション機構

第3条~第5条a アクレディテーション評議会

第3章

^{15) 「}デンマーク履修相談機構(Studievalg Danmark)」とは、デンマークにおける全国規模での履修相談組織。7つの地方センターと事務局からなる。https://studievalg.dk/om-os/

¹⁶⁾ アクレディテーション機構サイト https://akkr.dk/akkreditering/

第6条~第12条 継続教育機関に対するアクレディテーション (機関 別アクレディテーション)

第13条~第17条 継続教育機関が提供する教育プログラムに対するアクレディテーション(教育プログラムアクレディテーション) 第4章

第18条~第21条 新規教育プログラムに対する予備審査および承認 第5章

第22条~第25条 追加規定

第26条~第26条 a その他教育機関のアクレディテーションなど 第27条 財務基盤 (状況)

第28条~第33条 異議申立など

これらの中から、第1章から第4章について説明する。第1章(第1条)では法が適用される教育機関について、第2章(第2条から第5条a)では、アクレディテーションの実務を担当するデンマークアクレディテーション機構について、その活動の根拠、活動内容、アクレディテーション 基準について述べられ、続いて上位機関としてのアクレディテーション評議会について、その性格、権限、組織構成、活動内容、教育研究大臣の関与が記されている。第3章(第6条から第17条)では、機関別アクレディテーションについて、その目的、位置づけ、質保証の仕組み、アクレディテーションの実務、アクレディテーション結果、フォローアップを含めた事後対応が記され、続いて、教育プログラムアクレディテーションについて、その仕組み、内容、アクレディテーション結果、事後対応、教育研究大臣の関与について述べられている。第4章(第18条から第21条)では、新規に教育プログラムを開設する手続きについて、予備審査を含めた審査、教育研究大臣の関与について記されている。以下に機関別アクレディテーションの核となる第1条から第21条の訳文をあげる。

比較法雜誌第55巻第4号(2022)

第1章

第1条 適用範囲

本法は、教育研究省所管の継続教育機関のアクレディテーションおよび 当該機関の教育プログラムアクレディテーションに適用される。

第2項

教育研究大臣は、他省所管および雇用関係の一部として雇用者により実施される有料の継続教育に係る教育プログラムおよび教育機関に適用されるかどうか判断することが出来る。

第2章

第2条 デンマークアクレディテーション機構

デンマークアクレディテーション機構は、政府の権限がおよぶ範囲内において、独立した専門性を備えた機関であり、第1条で対象とされている教育機関およびそこでの教育プログラムに対するアクレディテーションを業務とする。

第2項

デンマークアクレディテーション機構は、当該教育機関および教育プログラムに対するアクレディテーションについてアクレディテーション評議会が下す決定に資するアクレディテーション報告書を作成する。アクレディテーションは中央で設定された基準に基づき実施される。

第3項

デンマークアクレディテーション機構は、国際的な基準に準拠し、この 点においてアクレディテーションにおける国内外での重要な経験を集める こととされている。

第4項

教育研究大臣は、アクレディテーション評議会からの推薦に基づき、デンマークアクレディテーション機構長を任命する。

第3条 アクレディテーション評議会 (第3条~第5条a)

アクレディテーション評議会は、独立した専門機関である。アクレディテーション評議会は、手続き規程を定める。

第2項

デンマークアクレディテーション機構作成のアクレディテーション報告書 (第1条第3項) に基づき、継続教育機関および教育プログラム (第1条) に対するアクレディテーション結果を決定する。

第3項

アクレディテーション評議会は、専門的見地から、または、デンマーク アクレディテーション機構の競争力を試すため、同機構以外の組織を活用 してアクレディテーション報告書を作成することを決めることが出来る。 選ばれた組織は、欧州質保証組織登録制度に登録された機関でなければな らない。

第4項

デンマークアクレディテーション機構は、アクレディテーション評議会 の事務局機能を備える。

第4条

アクレディテーション評議会は、議長 1名と委員 8名から構成される。 第 2 項

教育研究大臣が議長を任命する。

第3項

教育研究大臣は、教育研究省所管の継続教育実施機関の理事会および学校協議会の学生代表から推薦された2名を含む形で、委員を任命する。

第4項

アクレディテーション評議会議長および委員はともに、質保証、継続教育、研究、開発、および、卒業生に関わる労働市場の状況についての知識と経験を有していなければならない。最低1名の委員は、国際的なアクレディテーションの経験を有していなければならない。

第5項

アクレディテーション評議会議長および委員は、最長でも2期8年を超えて評議会に籍を置くことはできない。しかしながら、第3項で述べた学生代表は最長でも2期3年を超えて籍を置くことはできない。議長または

比較法雑誌第55巻第4号(2022)

委員が任期内に辞める場合は第2項および第3項に従い後任が任命される。この任命に関しては、第一文を参考に任期が決められる。

第5条

アクレディテーション評議会は、全てのアクレディテーション報告書、 全てのアクレディテーション申請と結果、および、アクレディテーション 評議会がアクレディテーションした全ての教育機関および教育プログラム に対する包括的な概要を公表する。

第2項

デンマークアクレディテーション機構とアクレディテーション評議会 は、毎年、自らの活動に対する報告書を公表する。

第5条a

アクレディテーション評議会は、教育機関からの申請に基づき機関別アクレディテーション計画案を策定する。同時に、現在提供されている教育プログラムおよびその提供に対するアクレディテーション受審時期計画一覧調整提案も行います。これらの計画は教育研究大臣により承認される。継続教育機関に対するアクレディテーション (機関別アクレディテーション)

第3章

第6条 継続教育機関に対するアクレディテーション (機関別アクレディテーション) (第6条~第12条)

第1条第1項で対象とされている教育機関は、教育機関で現在組織的に 実施されている教育の質と妥当性の保証と改善に関する活動に焦点をあて た機関別アクレディテーションを受審する。

第2項

機関別アクレディテーションは、先ずは、教育機関全体をまとめて実施 しなければならない。しかし、特別な場合は、教育機関は、アクレディテ ーション評議会に対して、当該教育機関に対するアクレディテーションを 分割して行うように求めることが出来る。アクレディテーション評議会 は、決定を下す前に、教育研究大臣にその要求に対しての意見を聞く。

第3項

機関別アクレディテーションの一環として、質保証システムが実際に教育プログラムのレベルおよびその提供レベルの室と妥当性を生み出しているのかについて調査し、議論される。

第6条a

教育研究大臣は、2つ以上の教育機関の連携について、連携機関別アクレディテーションの地位を与えることを決定する。この場合、大臣は、連携終了への移行期間において、連携機関別アクレディテーションの地位の継続を決定することが出来る。大臣は、決定前に、アクレディテーション評議会に意見を求める。

第2項

教育機関の機関別アクレディテーション受審期限は、連携により無効となる。大臣は、連携教育機関が遅くとも連携開始から5年以内のいつ機関別アクレディテーションを受診するかを決める。

第7条

機関別アクレディテーションに際して、デンマークアクレディテーション機構がアクレディテーション小委員会を設置する。

第2項

アクレディテーション小委員会は、最低3名からなる、継続教育分野に 対する一般的な経験および教育機関に対する国際的質保証の経験の両方を 有する分野の専門家により構成される。

第3項

アクレディテーション小委員会は、当該教育機関のアクレディテーションについて審議を行う。

第4項

デンマークアクレディテーション機構はこれらの活動に基づきアクレディテーション報告書を作成する。

第5項

アクレディテーション評議会は、当該教育機関からの要請に応じて、機

比較法雑誌第55巻第4号(2022)

関別アクレディテーション結果を決定するにあたり、報告書に、当該教育機関が第8条第2項に準じて定められている基準を充たしていることが記載されている範囲で、他の国際的に認められている組織からのアクレディテーション報告書の全体もしくはその一部を用いることが出来る。

第8条

アクレディテーション評議会は、アクレディテーション報告書に基づき 当該教育機関の申請による機関別アクレディテーションに対して決定を下 す。決定は、機関別アクレディテーションに対して、適合、条件付き適 合、否の3つがありうる。

第2項

教育研究大臣は、機関別アクレディテーションの手続きに関する規程を 定める。そこには、質と妥当性に焦点をあてた機関別アクレディテーショ ンの基準も含まれる。機関別アクレディテーション基準には、教育機関の 試験(prøver)、最終試験(eksaminer)の仕組みに対する質保証も含まれ る。

第9条

機関別アクレディテーションで適合の場合,機関別アクレディテーション開始時に、事前に認定され承認されている当該教育機関が提供している教育プログラムに関する学術分野または専門分野において新しい教育プログラムの構築およびその提供が可能となり(第18条および第21条参照)、また、既存教育プログラムの変更が可能となる。新しい教育プログラムの構築およびその提供、既存教育プログラムの変更は、当該教育機関の質保証政策および戦略と一致していなければならない。機関別アクレディテーション適合は最大6年間有効である(第6条a2項は別)。

第2項

機関別アクレディテーションを開始した教育機関は、第1項1文目に述べられているものと同じ可能性を有する。しかしながら、新しい教育プログラム構築およびその提供は、機関別または教育プログラム別アクレディテーションで適合となって始めて行うことが出来る。

第3項

機関別アクレディテーション結果適用期間が終了する前に、新しい機関 別アクレディテーションを受審しなければならない。

第4項

機関別アクレディテーション開始時に、事前に認定され承認されている 当該教育機関が提供していない教育プログラムに関する学術分野または専 門分野において新しい教育プログラムの構築およびその提供を行うのであ れば、教育研究大臣は、新しい教育プログラムの構築およびその提供が教 育の質の基準に適合していることを前提として、新しい教育プログラムの 構築およびその提供を承認する決定を下す。

第5項

教育研究大臣は、第4項に関して教育の質に関する基準のどれを利用するかについて規則を定める。

第10条

機関別アクレディテーションで条件付き適合の場合、全ての新しい教育プログラムおよびその提供は構築・実施の前に教育プログラム別アクレディテーションを受けなければならない。アクレディテーション評議会は、最大3年の条件つき適合をどれくらいの期間適用するかを決定する(第6条 a 2 項は別)。当該教育機関は既存の教育プログラムを変更することは出来る。

第2項

アクレディテーション評議会は、アクレディテーション結果に対するフォローアップ計画を策定する。アクレディテーション評議会は、第1項2 文目で述べている決定されている期間が終了する前に、第3項に記されている補足アクレディテーション報告書に基づく新しい決定を下す。この補足アクレディテーション報告書は、最初の決定が下されたときには、当該教育機関が充たしていなかった基準のみについて記されている。

第3項

第2項2文目での決定は、機関別アクレディテーション適合または機関

比較法雜誌第55巻第4号(2022)

別アクレディテーション否のどちらかである。

第11条

機関別アクレディテーションで否の場合、当該教育機関は、新しい教育プログラムの構築およびその提供はできないし、既存教育プログラムは受審時期計画一覧(第5条a参照)に従った教育プログラムアクレディテーションを受けなければならない。しかしながら、教育研究大臣は、具体的な議論に従い、これを免除することが出来る。当該教育機関は、既存教育プログラムの変更を行うことは出来る。

第2項

アクレディテーション評議会は、当該教育機関との対話を通して、その教育機関が次回いつ機関別アクレディテーションを要求出来るかを決定する (第6条a2項は別)。新たな機関別アクレディテーション申請は第8条に記されている規則に従い処理される。

第12条

海事教育機関が機関別アクレディテーションで条件付き適合または否となった場合、教育研究大臣はどのようなフォローアップを行うかについて 具体的な議論を行う。

継続教育機関が提供する教育プログラムに対するアクレディテーション (教育プログラムアクレディテーション)

第13条 継続教育機関が提供する教育プログラムに対するアクレディテーション(教育プログラムアクレディテーション)(第13条~第17条)

教育プログラムアクレディテーションに際して、デンマークアクレディテーション機構がアクレディテーション小委員会を設置する。

第2項

アクレディテーション小委員会は、最低3名からなる、継続教育分野に 対する一般的な経験および教育に対する国際的質保証の経験の両方を有す る分野の専門家により構成される。

第3項

アクレディテーション小委員会は、 当該教育プログラムおよびその提供

に関するアクレディテーションについて審議を行う。

第4項

デンマークアクレディテーション機構はこれらの活動に基づきアクレディテーション報告書を作成する。

第5項

アクレディテーション評議会は、当該教育機関からの要請に応じて、機関別アクレディテーション結果を決定するにあたり、報告書に、当該教育機関が第14条第2項に準じて定められている基準を充たしていることが記載されている範囲で、他の国際的に認められている組織からのアクレディテーション報告書の全体もしくはその一部を用いることが出来る。

第14条

アクレディテーション評議会は、アクレディテーション報告書に基づき 当該教育機関の申請による教育プログラムアクレディテーションに対して 決定を下す。決定は、新しい教育プログラムおよびその提供に対しては、 適合または否のどちらかである。既存の教育プログラムおよびその提供に 対しては、適合、条件付き適合、否の3つがありうる。

第2項

教育研究大臣は、教育プログラムアクレディテーションの手続きおよび 教育プログラムとその提供の承認に関する規程を定める。そこには、教育 プログラムとその提供に関するアクレディテーションの基準も含まれる。 第15条

教育プログラムアクレディテーションで適合となった場合、当該教育機関は、その教育プログラムを提供することが出来る。教育プログラムアクレディテーションは6年間有効であり、当該教育機関がその期間内に機関別アクレディテーションで適合または条件付き適合の決定を受けない限り、その後、教育プログラムおよびその提供については改めてアクレディテーションを受けなければならない。

第16条

教育プログラムアクレディテーションで条件付き適合となった場合. 当

比較法雜誌第55巻第4号(2022)

該教育機関は、当該教育プログラムを継続して提供することが出来る。アクレディテーション評議会が定めた期限内に条件付き適合となった状態を改善することを前提として提供することが出来る。

第2項

アクレディテーション評議会は、アクレディテーション結果に対するフォローアップ計画を策定する。アクレディテーション評議会は、第1項2文目で述べている決定されている期間が終了する前に、補足アクレディテーション報告書に基づく新しい決定を下す。この補足アクレディテーション報告書は、最初の決定が下されたときには、当該教育プログラムが充たしていなかった基準のみについて記されている。

第3項

アクレディテーション評議会が下す新たな決定は、当該教育機関がその 期間内に機関別アクレディテーションで適合または条件付き適合の決定を 受けない限り、教育プログラムアクレディテーション適合または否であ る。

第17条

教育プログラムアクレディテーションで否となった場合は、当該教育機 関は教育プログラムを提供することは出来ない。

第2項

当該教育機関は、第18条に記されている新たな予備審査行われる際に、 先ず、教育プログラムおよびその提供に対する再教育プログラムアクレディテーションを申請することが出来る。

第4章

新規教育プログラムに対する予備審査および承認(18条~21条) 第18条

新しい教育プログラムおよびその提供は、構築実施前に、教育研究大臣による予備審査を受けなければならない。予備審査においては、新しい教育プログラムまたはその提供が社会経済(費用便益)の点および教育政策の点から適切かどうか、さらに、法的要件も充たしているかどうか、につ

いて議論される。

第2項

大臣は, 予備審査に用いるため, 補足として専門的な助言を求めること が出来る。

第3項

既存プログラムの集約が、集約された教育プログラムの目的および活動対象を拡大し、その拡大が、基本的な部分で、既存の教育プログラムおよびその提供に関連する労働市場や採用環境に否定的な影響を及ぼさない限り、第1項で記されている内容は、既存の教育プログラムを集約した場合には適用されない。

第4項

大臣は、事前の予備審査なしに教育プログラムを集約する条件についての詳細な規則を定める。これには、教育プログラム集約による教育プログラムの閉鎖およびその他の状況に関するものも含まれる(第3項参照)。 第19条

教育研究大臣は、継続教育プログラムの提供について議論するための諮問委員会を設置する。そこでは、予備審査申請についての審議およびそれに関する基本的な課題について大臣への助言が行われる。

第2項

継続教育プログラムの提供について議論するための諮問委員会は、大臣が任命する5~7名の委員で構成される。委員会内で議長が任命される。 委員は、個人として任命され、継続教育機関の理事会委員や執行部であってはならない。また、継続教育提供を審議する諮問委員会に個人的または 経済的な利害関係をもってはならない。

第3項

継続教育プログラムの提供について議論するための諮問委員会委員は、おしなべて、継続教育プログラム分野および社会経済的観点および優先事項について幅広い洞察力を備えていなければならない。委員の一人には国際的な経験も求められる。

比較法雑誌第55巻第4号 (2022)

第4項

委員の任期は最長でも2期6年である。

第20条

教育研究大臣は、予備審査に関する規則を定める。それには、予備審査の基準、継続教育プログラムの提供について議論するための諮問委員会の業務に関する規則、教育機関が予備審査に使用するために提出する情報の要件が含まれている。

第21条

教育研究大臣は、予備審査に基づき、新しい教育プログラムおよびその 提供を承認する(第18条第3項を除く)。

第2項

機関別アクレディテーション受審を開始している教育機関に対しては、 機関別アクレディテーション適合または条件付き適合という結果が出ることを前提に承認が行われる。教育機関は、大臣に対して、機関別アクレディテーション適合ではなく、教育プログラムアクレディテーション適合を 条件としての承認を求めることが出来る。

第3項

機関別アクレディテーションが条件付き適合の場合のみ、教育プログラムアクレディテーション適合となることを条件に、新しい教育プログラムおよびその提供は承認される。

第4項

大臣は、承認に関する規則を定める。

デンマークにおける高等教育法制の意義——むすびにかえて

以上見てきたように、デンマークでは、公的な教育システムにデンマークの「生涯学習のための資格枠組み」が組み合わされ、この資格枠組みは 欧州資格枠組みとの関連性が明示されている。この仕組みの中で、大学に 関しては、「大学法」により組織としての大学を定義するとともに、学問 (研究)の自由に基づく大学による教育プログラム提供,アクレディテーションとの関わり,教育研究大臣の権限などについて規定されている。この「大学法」適用となる大学に対するアクレディテーションについては,「アクレディテーション法」においてアクレディテーション結果を決定するアクレディテーション評議会およびその事務局機能を備え実務的にアクレディテーション実施の責任を担うデンマークアクレディテーション機構および教育研究大臣の権限が規定されている。両法ともに,先に述べたスカンジナビア法の特徴である,理論的・概念的でなく,教義的な拘束度合が少なく,柔軟に具体的規定が盛り込まれている点が見て取れる。

デンマークのアクレディテーションの実務は、前段で説明した現行の大学法およびアクレディテーション法に基づき実施されており、その実施主体は、「アクレディテーション法」で規定されている通り、デンマークアクレディテーション機構であり、同機構が作成した「機関別アクレディテーションガイドブック(Vejledning om institutionsakkreditering2.0)」¹⁷⁾ にアクレディテーションが実施されている。

このように、デンマークにおいては、資格枠組み、大学自体およびその 諸活動を律する「大学法」、大学を含めた高等教育の質保証を規定する 「アクレディテーション法」に基づきアクレディテーションが実施される 形で高等教育質保証の法的枠組みが構成されている。

¹⁷⁾ デンマークアクレディテーション機構サイト https://akkr.dk/wp-content/filer/akkr/Vejledning-om-institutionsakkreditering_2_0_web.pdf